

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
トパーズ株式会社	訪問介護事業所マイカ	広島市中区東白島町10番17-201号	令和7年7月31日	訪問介護
有限会社ファミリークラブ	ももの会訪問介護事業所	広島市中区江波本町16番5号	令和7年7月31日	訪問介護
株式会社ドエル	ファミリー祇園ヘルパーステーション	広島市安佐南区祇園二丁目5番15号	令和7年7月31日	訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター可部訪問看護ステーション	広島市安佐北区亀山二丁目15番33号	令和7年7月31日	訪問看護及び介護予防訪問看護
医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック	通所介護事業所「ゆめ」	広島市安佐北区口田三丁目33番5号	令和7年7月31日	通所介護
医療法人社団盛友会	野の花デイサービス	広島市佐伯区湯来町大字下987番地	令和7年7月31日	通所介護
医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック	医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック	広島市安佐北区口田三丁目31番11号	令和7年7月31日	短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護